

む す び

この草案に対しては一部の反対もあるが、関係各国の態度は概ね友好的であり、しかもこの条約を推進しているアメリカでは、国会も超党派的にこれを支持していると報ぜられているので、九月上旬のサンフランシスコにおける調印式は予定通りに開かれて、関係国の大部分は調印することと思われる。

すでに述べたとおり、調印が完了しても批准が行われ、批准書の寄託がすまない間は条約の効力は発生しない。アメリカの批准は、今期の国会では行われぬようなことがあつても、次期の会期は来年の一月には開かれるし、他の国の国会も大体九月か十月には始まるから、平和条約が発効して日本が眞に独立の人格者として行動し得るようになる日はそう遠くはないといつても、強ち希望的観測とはいへまい。

もちろん平和条約は万能薬ではない。これによつて占領下において直面しているもろもろの困難がすべて直ちに解消すると考えるのは正しくない。束縛されない活動が許されるとしても、われわれは、条約前文に宣言した精神を体して行動しなければならない。しかも、資源に乏しい狭隘な地域に盛り上げなければならぬ日本の再興は決して容易ではない。平和条約が締結されても、日本の行手は決して平担^(担)ではあるまい。講和が成立した暁、国民の努力如何によつてこれらの困難が克服され、やがて国際社会に伍して恥しくない日本が創り出され得るところに輝かしい希望と期待があるのである。

日本外交文書

サンフランシスコ平和条約
対米交渉
不 許 複 製

Documents on
Japanese Foreign Policy
Treaty of Peace with Japan
Negotiation
with the United States

平成19年3月19日印刷
平成19年3月30日発行

外務省編纂
外務省発行

印刷所 株式会社 白峰社
東京都豊島区東池袋5-49-6